

第22号 事務局だよい

平成29年1月10日



(公社)喜多方市シルバー人材センター 23-1313

山都町連絡所 38-2427

◆◆新年会開催◆◆

ふれあいランド高郷で親睦と交流を!

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年も、地域に貢献するシルバー人材センターとして、会員の皆さまのご理解とご尽力をよろしくお願いいたします。

さて、新しい年のスタートに会員の皆さんが一年の抱負を語りあい、親睦と交流を深める新年会を企画いたしました。

期日 一月二十七日(金)午後三時

会場 ふれあいランド高郷

会費 三千五百円

温泉付 飲み放題

カラオケ付 送迎付

のお得な新年会です。多くの会員の皆さんの参加を願っています。

※ 会場の都合で先着四十名様となりますので、会費を添えて事務局までお早めにお申し込みください。

(なお、詳細は後日参加者にお知らせいたします。)



そば打ち体験講習会に参加しませんか!

介護支援事業委員会(齋藤美枝子委員長)

の今年度第二弾の取り組みとして、そば打ち体験講習会を実施いたします。

喜多方は各地に美味しいそばがありますが今回は、山都町のそば打ちを体験し、自分の打ったそばに舌鼓を打っていただく企画です。

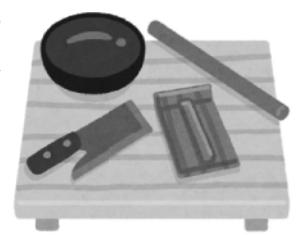
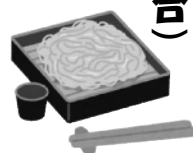
また、お持ち帰りのお土産付です。参加ご希望の方は一月二十五日(水)まで会費を添えて事務局にお申し込みください。

期日 二月一日(水)十時三十分(現地集合)

会場 山都町そば資料館

参加費 二千六百五十円

(入館料二百円、そば粉四百五十グラム、そば打ち指導二千円、汁・薬味代二百円、お土産用箱代二百五十円)



「会員アンケートにご協力ください!」

昨年末に班長さんを通じて会報と一緒に配布しておりますが、会員の皆様の情報を最新のものに更新するとともに、仕事に対する提案や新たな就業への希望、レクリエーションの希望等アンケートをお願いしております。

大変お忙しいところかとは存じますが、アンケート用紙にご記入の上、同封いたしました封筒でご回答くださいますようお願いいたします。

※ 一月十六日までご回答お願いいたします。

※ 記入しきれないときは裏面に記入ください。

☆彼岸花がご予約承ります！☆

今年も独自事業委員会（高崎眞一委員長）が十一月から取り組んでいる恒例の彼岸花づくりが最盛期を迎えようとしております。

手作りの彼岸花は、会津管内でもほとんど制作するところがなくなっており、シルバーセンターの取り組みは数少ない貴重な取り組みとなっております。

会員の方々が毎日、毎日、コツコツと丹精込めて作る繊細な彼岸花は、芸術ともいえるもので、例年、新聞やテレビでも紹介されて注目されております。

すべて手作業のため、制作できる製品の数も限られておりますが、購入希望の予約を受け付けますので、事務所にお申し込みください。

- ミシ花 千六百元
- 7つ花(大) 二千三百円
- 7つ花(大) 二千三百円
- 9つ花(大) 二千八百円
- 7つ花(普) 千八百円
- 9つ花(普) 二千三百円

配分金収入に対する所得税の取扱いについて

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取扱いは、以下のとおりであります。

1. 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。従って、配分金収入に係る必要経費の額は、六十五万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
2. しかし、必要経費の額が六十五万円未満の場合は、『租税特別措置法』第二十七条の適用により、六十五万円を上限として控除します。（ただし、収入金額を限度とします。）
3. 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除の申請ができます。
4. 給与収入のある会員は、最低六十五万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、六十五万円から給与所得を控除した残額が限度であります。

【必要経費の額が六十五万円未満の場合の例示】

「設例」あるセンター会員（六十六歳）の年間収入は次のようなものであります。

- ① 配分金収入 五十二万円（うち交通費などの必要経費十万円）
- ② 給与収入 十八万円（無料職業紹介事業による短期就職期間の賃金）
- ③ 公的年金収入 百五十万円

(1) 配分金収入及び給与収入に係る所得の控除

（最低保障額）（給与所得控除額）「雑所得（配分金所得）分の最低保障額」
六十五万円ー十八万円 〓 四十七万円

（最低保障額の残額）（配分金収入）「雑所得（配分金所得）分の特例経費」
四十七万円へ 五十二万円 ↓ 四十七万円 ↓ 最低保障額の残額で頭打ち従って、この場合五十二万円ー四十七万円〓五万円が控除後の所得となります。↓(A)

(2) 公的年金収入に係る雑所得の控除

百五十万円 × 100%ー百二十万円 〓 三十万円

割合や控除額については、「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります）から算出してください。従って、この場合三十万円が控除後の所得となります。↓(B)

(3) 基礎控除

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額
(A) + (B) 〓 三十五万円ー三十八万円(マイナスとなるのでゼロ)

(基礎控除)

従って、この会員の場合、課税所得はないので、確定申告は必要ありません。なお、配分金支払調書が必要な方は事務局までおこし下さい。

★★配分金支払日のお知らせ★★

十二月分 一月三十一日(火) 一月分 二月二十八日(火)

◎就業報告書は作業終了後、翌月三日までに報告して下さい。

※提出が遅れると請求書の発送が遅れ、配分金支払の資金準備ができなくなり、お知らせの日に支払が出来なくなります。ご協力お願いします。